

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等について」 新旧対照表

新	旧
<p>別紙 医師及び指定届出機関の管理者が都道府県知事に届け出る基準</p> <p>第1～2 (略)</p> <p>第3 二類感染症</p> <p>1 急性灰白髄炎 (1) 定義 ポリオウイルス1～3型(ワクチン株を含む)の感染による急性弛緩性麻痺を主症状とする急性運動中枢神経感染症である。また、ポリオウイルス1～3型には、地域集団において継続的に伝播している野生株ポリオウイルス、ワクチン由来ポリオウイルス(VDPV)及びワクチン株ポリオウイルス(※)がある。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 届出基準 ア 無症病原体保有者 イ 医師は、診察した者が(2)の臨床的特徴を呈していないが、次の表の左欄に掲げる検査方法により、急性灰白髄炎の無症病原体保有者と診断した場合には、法第12条第1項の規定による届出を直ちに行わなければならない。ただしワクチン株ポリオウイルス(※※)による無症病原体保有者は届出の対象ではない。 この場合において、検査材料は、同欄に掲げる検査方法の区分ごとに、それぞれ同表の右欄に定めるものを用いること。</p> <p>ウ～エ (略)</p>	<p>別紙 医師及び指定届出機関の管理者が都道府県知事に届け出る基準</p> <p>第1～2 (略)</p> <p>第3 二類感染症</p> <p>1 急性灰白髄炎 (1) 定義 ポリオウイルス1～3型(ワクチン株を含む)の感染による急性弛緩性麻痺を主症状とする急性運動中枢神経感染症である。また、ポリオウイルス1～3型には、地域集団において継続的に伝播している野生株ポリオウイルス、ワクチン由来ポリオウイルス(VDPV)及びワクチン株ポリオウイルス(※)がある。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 届出基準 ア 無症病原体保有者 イ 医師は、診察した者が(2)の臨床的特徴を呈していないが、次の表の左欄に掲げる検査方法により、急性灰白髄炎の無症病原体保有者と診断した場合には、法第12条第1項の規定による届出を直ちに行わなければならない。ただしワクチン株ポリオウイルス(※※)による無症病原体保有者は届出の対象ではない。 この場合において、検査材料は、同欄に掲げる検査方法の区分ごとに、それぞれ同表の右欄に定めるものを用いること。</p> <p>ウ～エ (略)</p>

検査方法	検査材料
分離・同定による病原体の検出	便、直腸ぬぐい液、咽頭ぬぐい液、髄液 ①ポリオウイルス1～3型の検出は便検体が基本であり、発症後できるだけ速やかに、24時間以上の間隔をあけて、少なくとも2回以上採取し、いずれかひとつの便検体からポリオウイルス1～3型が検出された場合は、直ちに届出を行うこと。 ②直腸ぬぐい液、咽頭ぬぐい液、髄液からポリオウイルス1～3型が検出された場合も、検査陽性として、直ちに届出を行うこと。

(※) VDPVは、親株であるOPV株からのVPI全領域における変異率により定義され、1型及び3型は1%以上の変異率(VPI領域における親株からの変異数が10塩基以上)を有するポリオウイルス、2型についてはVPI領域における変異数が6塩基以上のポリオウイルスをVDPVとする。

(※※) 野生株ポリオウイルス・VDPV以外のポリオウイルスをワクチン株ポリオウイルスとする。

- 2 結核
(1)～(2) (略)
(3) 届出基準
ア～オ (略)

検査方法	検査材料
塗抹検査による病原体の検出	喀痰、胃液、咽頭・喉頭ぬぐい液、気管
分離・同定による病原体の検出	支肺胞洗浄液、胸水、膿汁・分泌液、尿、便、脳脊髄液、組織材料
核酸増幅法による病原体遺伝子の検出	
病理検査における特異的所見の	病理組織

検査方法	検査材料
分離・同定による病原体の検出	便、直腸ぬぐい液、咽頭ぬぐい液、髄液 ①ポリオウイルス1～3型の検出は便検体が基本であり、発症後できるだけ速やかに、24時間以上の間隔をあけて、少なくとも2回以上採取し、いずれかひとつの便検体からポリオウイルス1～3型が検出された場合は、直ちに届出を行うこと。 ②直腸ぬぐい液、咽頭ぬぐい液、髄液からポリオウイルス1～3型が検出された場合も、検査陽性として、直ちに届出を行うこと。

- 2 結核
(1)～(2) (略)
(3) 届出基準
ア～オ (略)

検査方法	検査材料
塗抹検査による病原体の検出	喀痰、胃液、咽頭・喉頭ぬぐい液、気管
分離・同定による病原体の検出	支肺胞洗浄液、胸水、膿汁・分泌液、尿、便、脳脊髄液、組織材料
核酸増幅法による病原体遺伝子の検出	
病理検査における特異的所見の	病理組織

<p>確認</p>	<p>ツベルクリン反応検査（発赤、硬結、水疱、壊死の有無） リンパ球の菌特異蛋白刺激による放出インターフェロニンγ試験</p>	<p>皮膚所見 血液</p>	<p>画像検査における所見の確認 胸部エックス線画像、CT等検査画像</p>
<p>確認</p>	<p>ツベルクリン反応検査（発赤、硬結、水疱、壊死の有無） リンパ球の菌特異蛋白刺激による放出インターフェロニンγ試験（QFT等）</p>	<p>皮膚所見 血液</p>	<p>画像検査における所見の確認 胸部エックス線画像、CT等検査画像</p>
<p>3～5（略）</p>	<p>3～5（略）</p>		
<p>第4～5（略）</p>	<p>第4～5（略）</p>		
<p>第6 五類感染症 1～34（略）</p>	<p>第6 五類感染症 1～34（略）</p>		
<p>3.5 感染性胃腸炎（病原体がロタウイルスであるものに限る。） (1) 定義</p>	<p>(新規)</p>		
<p>(2) 臨床的特徴</p>	<p>ロタウイルスの感染による下痢、嘔吐、発熱を主症状とする感染症である。</p>		
<p>主に0～2歳児を中心に好発し、毎年概ね2月から5月にかけて流行がみられる。主症状は発熱、嘔吐、白色の水様便を特徴とする下痢であり、通常、3～7日で症状の回復がみられる。他のウイルス性胃腸炎と比べると重度の脱水症状を呈し、入院治療を必要とすることが多い。稀に死亡に至る例もある。時に、合併症として痙攣、脳症、脳重積、肝炎、腎炎などが認められ、心筋炎などの致死性の感染症の報告も散見される。</p>	<p>主に0～2歳児を中心に好発し、毎年概ね2月から5月にかけて流行がみられる。主症状は発熱、嘔吐、白色の水様便を特徴とする下痢であり、通常、3～7日で症状の回復がみられる。他のウイルス性胃腸炎と比べると重度の脱水症状を呈し、入院治療を必要とすることが多い。稀に死亡に至る例もある。時に、合併症として痙攣、脳症、脳重積、肝炎、腎炎などが認められ、心筋炎などの致死性の感染症の報告も散見される。</p>		
<p>(3) 届出基準</p>	<p>了 患者（確定例）</p>		
<p>指定届出機関の管理者は、当該指定届出機関の医師が、(2)の臨床的特徴を有する者を診察した結果、症状や所見からロタウイルス胃腸炎が疑われ、かつ、(4)の届出に必要な要件を満たし、ロタウイルス胃腸炎患者と</p>	<p>指定届出機関の管理者は、当該指定届出機関の医師が、(2)の臨床的特徴を有する者を診察した結果、症状や所見からロタウイルス胃腸炎が疑われ、かつ、(4)の届出に必要な要件を満たし、ロタウイルス胃腸炎患者と</p>		

診断した場合には、法第14条第2項の規定による届出を週単位で、翌週の月曜日に届けて出なければならぬ。

イ 感染症死亡者の死体

指定届出機関の管理者は、当該指定届出機関の医師が、(2)の臨床的特徴を有する死体を検案した結果、症状や所見から、ロタウイルス胃腸炎が疑われ、かつ、(4)の届出に必要な要件を満たし、ロタウイルス胃腸炎により死亡したと判断した場合には、法第14条第2項の規定による届出を週単位で、翌週の月曜日に届けて出なければならぬ。

(4) 届出に必要な要件 (以下のアの (ア) 及び (イ) かつイを満たすもの)

ア 届出のために必要な臨床症状

(ア)	24時間以内に、3回以上の下痢又は1回以上の嘔吐
(イ)	他の届出疾患によるものを除く

イ 病原体診断の方法

検査方法	検査材料
迅速診断キットによる病原体の抗原の検出	便検体

3.6 クラミジア肺炎 (オウム病を除く)

3.7 細菌性髄膜炎 (髄膜炎菌、肺炎球菌、インフルエンザ菌を原因として同定された場合を除く。)

3.8 ペニシリン耐性肺炎球菌感染症

3.9 マイコプラズマ肺炎

4.0～4.3 (略)

第7～8 (略)

3.5 クラミジア肺炎 (オウム病を除く)

3.6 細菌性髄膜炎 (髄膜炎菌、肺炎球菌、インフルエンザ菌を原因として同定された場合を除く。)

3.7 ペニシリン耐性肺炎球菌感染症

3.8 マイコプラズマ肺炎

4.0～4.3 (略)

第7～8 (略)

別記様式7-5

感染症患者動向調査(最終定点)

通報

調査年度 年 月 日 至 年 月 日 区 県 保健所 支 所

ID番号	性別	年齢 (0歳以上)	住所	氏名*	病状経過(検査結果)	検査結果	
						特定の検査方法に 対応した結果	検出結果
1				1 2 3 4 5		1 2 3 4 5 6 7	検出結果
2				1 2 3 4 5		1 2 3 4 5 6 7	
3				1 2 3 4 5		1 2 3 4 5 6 7	
4				1 2 3 4 5		1 2 3 4 5 6 7	
5				1 2 3 4 5		1 2 3 4 5 6 7	
6				1 2 3 4 5		1 2 3 4 5 6 7	
7				1 2 3 4 5		1 2 3 4 5 6 7	
8				1 2 3 4 5		1 2 3 4 5 6 7	
9				1 2 3 4 5		1 2 3 4 5 6 7	
10				1 2 3 4 5		1 2 3 4 5 6 7	

* 検出結果
1: 陽性(陽性) 2: 陰性(陰性) 3: 検出結果不明(不明)

※ 検査方法
1: 分離・培養 2: 抗原検出 3: 核酸増幅法(NPCR/LAMP等)
4: マイコプラズマ抗体検査 5: 血清抗体検査 6: 抗体検査
7: その他

※ 検査結果
1: 陽性(陽性) 2: 陰性(陰性) 3: 検出結果不明(不明)

※ 検査方法
1: 分離・培養 2: 抗原検出 3: 核酸増幅法(NPCR/LAMP等)
4: マイコプラズマ抗体検査 5: 血清抗体検査 6: 抗体検査
7: その他

※ 検査結果
1: 陽性(陽性) 2: 陰性(陰性) 3: 検出結果不明(不明)

※ 検査方法
1: 分離・培養 2: 抗原検出 3: 核酸増幅法(NPCR/LAMP等)
4: マイコプラズマ抗体検査 5: 血清抗体検査 6: 抗体検査
7: その他

別記様式7-5

感染症患者動向調査(最終定点)

通報

調査年度 年 月 日 至 年 月 日 区 県 保健所 支 所

ID番号	性別	年齢 (0歳以上)	住所	氏名*	病状経過(検査結果)	検査結果	
						特定の検査方法に 対応した結果	検出結果
1				1 2 3 4		1 2 3 4 5 6 7	検出結果
2				1 2 3 4		1 2 3 4 5 6 7	
3				1 2 3 4		1 2 3 4 5 6 7	
4				1 2 3 4		1 2 3 4 5 6 7	
5				1 2 3 4		1 2 3 4 5 6 7	
6				1 2 3 4		1 2 3 4 5 6 7	
7				1 2 3 4		1 2 3 4 5 6 7	
8				1 2 3 4		1 2 3 4 5 6 7	
9				1 2 3 4		1 2 3 4 5 6 7	
10				1 2 3 4		1 2 3 4 5 6 7	

* 検出結果
1: 陽性(陽性) 2: 陰性(陰性) 3: 検出結果不明(不明)

※ 検査方法
1: 分離・培養 2: 抗原検出 3: 核酸増幅法(NPCR/LAMP等)
4: マイコプラズマ抗体検査 5: 血清抗体検査 6: 抗体検査
7: その他

※ 検査結果
1: 陽性(陽性) 2: 陰性(陰性) 3: 検出結果不明(不明)

※ 検査方法
1: 分離・培養 2: 抗原検出 3: 核酸増幅法(NPCR/LAMP等)
4: マイコプラズマ抗体検査 5: 血清抗体検査 6: 抗体検査
7: その他

※ 検査結果
1: 陽性(陽性) 2: 陰性(陰性) 3: 検出結果不明(不明)

※ 検査方法
1: 分離・培養 2: 抗原検出 3: 核酸増幅法(NPCR/LAMP等)
4: マイコプラズマ抗体検査 5: 血清抗体検査 6: 抗体検査
7: その他

○厚生労働省令第百十三号
 労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第七十五条第二項の規定に基づき、労働基準法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。
 平成二十五年九月三十日
 厚生労働大臣 田村 憲久

労働基準法施行規則の一部を改正する省令
 労働基準法施行規則（昭和二十二年厚生省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一の二第四号 3 中「うるし」の下に「テレピン油」を加える。
 別表第一の二第七号 18 中「17」を「20」に改め、同号 18 を同号 21 とし、同号 10 から同号 17 までを三つずつ繰り下げ、同号 9 を同号 10 とし、同号 10 の次に次のように加える。
 11 一・二 ジクロロプロパンにさらされる業務による胆管がん
 12 ジクロロメタンにさらされる業務による胆管がん

別表第一の二第七号 8 を同号 9 とし、同号 7 を同号 8 とし、同号 6 を同号 7 とし、同号 5 の次に次のように加える。
 6 ベリリウムにさらされる業務による肺がん

附則
 この省令は、平成二十五年十月一日から施行する。

○厚生労働省令第百十四号
 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第十四条第一項、第五十六条の二十四及び第五十六条の二十五の規定に基づき、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。
 平成二十五年九月三十日
 厚生労働大臣 田村 憲久

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令
 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成十年厚生省令第九十九号）の一部を次のように改正する。
 第六条第一項の表一の項中「感染性胃腸炎」の下に「病原体がロタウイルスであるものを除く。」を加え、同表に次のように加える。

六	感染性胃腸炎（病原体がロタウイルスであるものに限る。）	診療科名中に小児科を含む病院若しくは診療所又は患者を三百人以上収容する施設を有する病院であつて、その診療科名中に内科及び外科を含むもの
---	-----------------------------	---

第三十一条の三十第三項及び第四項並びに第三十一条の三十四第四項中「第三条第一号若しくは第二号」を「第三条第二号若しくは第三号」に改める。
 附則
 この省令は、平成二十五年十月十四日から施行する。

○厚生労働省令第百十五号
 検疫法（昭和二十六年法律第二百一十号）第二十条、第二十六条第一項及び第二項並びに第二十六条の二の規定に基づき、検疫法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。
 平成二十五年九月三十日
 厚生労働大臣 田村 憲久

検疫法施行規則の一部を改正する省令
 検疫法施行規則（昭和二十六年厚生省令第五十三号）の一部を次のように改正する。
 様式第六の一の表面中「管理機関」を「実施機関」に改める。
 様式第六の二を次のように改める。

様式第六の二（第七条、第九条の二関係）

148 mm
 (表面)

の予防接種に関する国際証明書
 INTERNATIONAL CERTIFICATE OF VACCINATION OR REVACCINATION
 AGAINST

氏名 } 生年月日 } 性別 }
 This is to certify that [name] , date of birth , sex }
 署名 }
 whose signature follows }
 この証明書は、上記に署名した者が、ここに記入した年月日に の予防接種又はその再接種を受けたことを証明するものである。
 This is to certify that whose signature above has on the date indicated been vaccinated or revaccinated against.

年 月 日 Date	予防接種実施者の署名及び職業上の資格 Signature and professional status of vaccinator	ワクチンの製造所及び製造番号 Manufacturer and batch No. of vaccine	量 Dose	実施機関の公印 Official stamp of administering centre
1				

100mm